

# 地方競馬全国協会 会報

第 263 号 平成 17 年 3 月

## 目 次

### 競馬関係

#### 登録関係

馬主及び馬の登録数調べ

#### その他

平成 16 年のきゅう舎関係者、競走馬等の年間表彰

### 規程関係

#### 協会業務規程

地方競馬教養センター所則の一部改正

### 協会への通知等

#### その他

「地方競馬実施条例及び地方競馬実施規則例の制定について」の一部改正について

### できごと

平成 17 年 2 月

## 馬主および馬の登録数調べ

平成 17 年 2 月分

登録件数等

区 分	登 録	抹 消	登録証 再交付	登録事項変更			
				住所	馬主	馬名	他
馬 主	2	1	1	11			0
馬	282	280	0		200	2	8

### 競走種別・年齢別の馬登録頭数

種別 年齢	平 地			ばん えい	計
	サラ系	アラ系	小計		
2 歳	152	0	152	0	152
3 歳	62	2	64	0	64
4 歳	39	1	40	0	40
5 歳	10	0	10	0	10
6 歳以上	16	0	16	0	16
計	279	3	282	0	282

ただし、登録事項の変更及び抹消については 2 月中に事務処理済みの件数である。

## 平成16年のきゅう舎関係者、競走馬等の年間表彰

平成16年の地方競馬で優秀な成績を収めた馬及び厩舎関係者を表彰するための「NARグランプリ2004」が、2月8日(火) 東京・目黒の目黒雅叙園において、競馬関係者、報道関係者および招待ファン、約300人の出席のもと行なわれた。

### 最優秀調教師賞

都道府県	氏名
千葉	川島 正行

### 最優秀騎手賞

都道府県	氏名
東京	内田 博幸

### 優秀新人騎手賞

都道府県	氏名
神奈川	山崎 誠士

### 優秀女性騎手賞

都道府県	氏名
愛知	宮下 瞳

### ベストフイアプレ賞

都道府県	氏名
岩手	小林 俊彦

### 特別賞

都道府県	氏名
北海道	田部 和則

### 特別賞

都道府県	氏名
岩手	菅原 勲

特別賞

都道府県	氏名
栃木	内田 利雄

特別賞

都道府県	氏名
佐賀	鮫島 克也

表彰名		所属	馬名
年度代表馬		北海道	コスモバルク 牝 3
最優秀ターフ馬			
サラブレッド	サラブレッド 2 歳最優秀馬	船橋	シーチャリオット 牝 2
	サラブレッド 3 歳最優秀馬	船橋	アジュディミツオー 牝 3
	サラブレッド 4 歳以上最優秀馬	船橋	ナイキアディライト 牝 4
アラブ	アラブ最優秀馬	福山	スイグン 牝 4
ばんえい	ばんえい最優秀馬	ばんえい	スーパーペガサス 牝 8
最優秀牝馬		川崎	ベルmontビーチ 牝 6
最優秀短距離馬			該当馬なし
特別表彰馬			ニホンカイローレル

## 地方競馬教養センター所則の一部改正

地方競馬教養センター所則（昭和五十四年度達第一号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正する。

### 附 則

- 1 この達は平成十七年三月一日から実施する。
- 2 改正後の第五条の二及び第十四条の規定は、平成十七年四月以後に入所した騎手候補生及び調教講習生に適用する。ただし、平成十七年四月前に入所した騎手候補生及び調教講習生の費用の負担については、なお従前の例による。

（原文縦書）

新	旧
<p><u>（入学金）</u>            第五条の二 騎手候補生は、入所に際して、所長が別に定めるところにより入学金を負担するものとする。</p> <p><u>（費用の負担）</u>            第十四条 入所者は、所長が別に定めるところにより、<u>養成及び食事</u>に要する費用に相当する額を負担しなければならない。ただし、所長が特に認められた者については、<u>その徴収を猶予又は免除することができる。</u></p> <p><u>（準用規定）</u>            第二十条 第二条、第五条第一項、第八条、第十条、第十一条第一項、同条第二項、同条第五項、第十二条、第十三条、第十四条及び第十五条の規定は、調教師及び騎手の訓練について準用する。この場合において、第十一条第二項中「訓戒、謹慎及び停学」とあるのは「訓戒及び謹慎」と、同条第五項中「懲戒したときは」とあるのは「懲戒したときその他その者に所内の規律に違反する事実があつたとき」と、同項中「主催者及び保証人」とあるのは「主催者」と、第十四条中「入所者」とあるのは「訓練生」と、<u>同条中「養成及び食事」とあるのは「食事」と読み替えるものとする。</u></p>	<p><u>（食事に要する費用の負担）</u>            第十四条 入所者は、所長が別に定めるところにより、<u>食事</u>に要する費用に相当する額を負担しなければならない。ただし、所長が特に認められた者については、<u>この限りでない。</u></p> <p><u>（準用規定）</u>            第二十条 第二条、第五条第一項、第八条、第十条、第十一条第一項、同条第二項、同条第五項、第十二条、第十三条、第十四条及び第十五条の規定は、調教師及び騎手の訓練について準用する。この場合において、第十一条第二項中「訓戒、謹慎及び停学」とあるのは「訓戒及び謹慎」と、同条第五項中「懲戒したときは」とあるのは「懲戒したときその他その者に所内の規律に違反する事実があつたとき」と、同項中「主催者及び保証人」とあるのは「主催者」と、第十四条中「入所者」とあるのは「訓練生」と読み替えるものとする。</p>

別表 1

## 教育科目及び授業時間数

騎手候補生

教育科目		授業時間数				
		全課程	1 学期 ( 8 か月 )	2 学期 ( 6 か月 )	3 学期 ( 6 か月 )	4 学期 ( 4 か月 )
学科	一般科目	556 時間	182 時間	138 時間	138 時間	98 時間
	専門科目	509	190	141	92	86
	学科計	1,065	372	279	230	184
実科	基本馬術 競走騎乗	1,656	552	414	414	276
課外 教育	競馬場見学 研修旅行等	90	( 課外教育に係る学期別授業時間数は、別に所長 が定める )			
総計		2,811				

(注) 1 この表の授業時間数の1単位時間は、45分とする。

2 この表において、一般科目とは、一般教養、講話、英会話、栄養学、体育、ホームルーム及びクラブ活動をいい、専門科目とは、法規、馬術、調教、馬学、管理及び衛生をいう。3 3学期は、競馬場実習(騎手として業務に従事する予定の競馬場等において行う教育をいう。第12条において同じ。)とし、同学期中の学科は、問題集で行う。新  
(改正案)

別表 1

## 教育科目及び授業時間数

騎手候補生

教育科目		授業時間数				
		全課程	1 学期 ( 8 か月 )	2 学期 ( 6 か月 )	3 学期 ( 6 か月 )	4 学期 ( 4 か月 )
学科	一般科目	694 時間	228 時間	172 時間	172 時間	122 時間
	専門科目	328	112	84	84	48
	学科計	1,022	340	256	256	170
実科	基本馬術 競走騎乗	1,656	552	414	414	276
課外 教育	競馬場見学 牧場実習等	133	( 課外教育に係る学期別授業時間数は、別に所長が 定める )			
総計		2,811				

(注) 1 この表の授業時間数の1単位時間は、50分とする。

2 この表において、一般科目とは、講話、国語、数学、社会、栄養学、体育、ホームルーム及びクラブ活動をいい、専門科目とは、法規、馬術、調教、馬学、管理及び衛生をいう。3 3学期は、競馬場実習(騎手として業務に従事する予定の競馬場等において行う教育をいう。第12条において同じ。)とし、同学期中の学科は、通信教育で行う。旧  
(現行)

別表 2

指 定 科 目

騎手候補生	一般教養 法規 馬術 調教 馬学
	管理 衛生 栄養学

新  
(改正案)

別表 2

指 定 科 目

騎手候補生	国語 数学 社会 法規 馬術 調教
	馬学 管理 衛生

旧  
(現行)

「地方競馬実施条例例及び地方競馬実施規則例の制定について」の一部改正について  
【平成 17 年 3 月 3 日付け 16 生畜第 4125 号農林水産省生産局長から地方競馬全国協会会長あて】

このことについて、別添のとおり地方競馬主催者あて通知したので、御了知ありたい。  
(地方競馬主催者の長あての本文は省略)

地方競馬実施条例例(平成 12 年 11 月 28 日 12 畜 B 第 1751 号畜産局長通知)新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(入場料)</p> <p>第三条 <u>県は、入場者(規則で定める者を除く。)</u> <u>から五十円以上において規則で定める額の入場料を徴収する。ただし、競馬法第二十二條において準用する同法第四條ただし書の規定に基づき農林水産大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。</u></p> <p>第四条～第七条 (略)</p>	<p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(入場料)</p> <p>第三条 <u>県が入場者(規則で定める者を除く。)</u> <u>から徴収する入場料の額は、五十円以上において規則で定める額とする。</u></p> <p>第四条～第七条 (略)</p>

地方競馬実施規則例(平成 12 年 11 月 28 日 12 畜 B 第 1751 号畜産局長通知)新旧対照表

改正案	現行
<p>(規則の適用)</p> <p>第一条 県が行う地方競馬(以下「競馬」という。)の実施は、競馬法(昭和三十二年法律第百五十八号。以下「法」という。)、競馬法施行令(昭和三十二年政令第二百四十二号)、競馬法施行規則(昭和三十二年農林省令第五十五号。以下「省令」という。)及び 県地方競馬実施条例(昭和 年 県条例第 号。以下「条例」という。)によるほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>第二条～第十五条 (略)</p> <p>(投票委員)</p> <p>第十六条 投票委員は、法第二十二條において準用する法第五條の規定による勝馬投票券(以下「勝馬投票券」という。)の発売並びに法第二十二條において準用する法第七條又は法第八</p>	<p>(規則の適用)</p> <p>第一条 県が行う地方競馬(以下「競馬」という。)の実施は、競馬法(昭和三十二年法律第百五十八号。以下「法」という。)、競馬法施行令(昭和三十二年政令第二百四十二号)、競馬法施行規則(昭和三十二年農林省令第五十五号。以下「省令」という。)及び 県地方競馬実施条例(昭和 年 県条例第 号)によるほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>第二条～第十五条 (略)</p> <p>(投票委員)</p> <p>第十六条 投票委員は、法第二十二條において準用する法第五條の規定による勝馬投票券(以下「勝馬投票券」という。)の発売並びに法第二十二條において準用する法第八條又は法第九</p>



改正案	現行
<p>条の規定による払戻金(以下「払戻金」という。)及び法第二十二条において準用する法第十二条第六項の規定による返還金(以下「返還金」という。)の交付に関する事務をつかさどる。</p> <p>(削る。)</p> <p>第十七条～第二十三条の二 (略)</p> <p>(調教師の届出)</p> <p>第二十四条 調教師は、その管理する馬について第二十三条の出走申込みが行われたときは、知事が別に定める様式の調教師の届出書に次に掲げる書類を添えて、同条の締切日時までに、同条の場所において、これを提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該馬の飼養又は調教を補助するきゅう務員に係る知事が交付したきゅう務員認定証。ただし、省令第五十六条第四項に規定する地方競馬と中央競馬の交流による競走(以下「地方競馬指定交流競走」という。)にあっては馬の飼養又は調教の補助をする者として日本中央競馬会(以下「競馬会」という。)が交付した調教助手承認証又はきゅう務員承認証の写し、他の都道府県又は指定市町村の長が管理するきゅう舎において飼養されている馬が出走する競走(以下「一般交流競</p>	<p>条の規定による払戻金(以下「払戻金」という。)、法第二十二条において準用する法第十二条第四項の規定による返還金(以下「返還金」という。)及び競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律(平成三年法律第七十号)附則第三条第一項の特別給付金(以下「特別給付金」という。)の交付に関する事務をつかさどる。</p> <p>(注)特別給付金を交付しない県にあっては、次のとおり規定すること。</p> <p>第十六条 投票委員は、法第二十二条において準用する法第五条の規定による勝馬投票券(以下「勝馬投票券」という。)の発売並びに法第二十二条において準用する法第八条又は法第九条の規定による払戻金(以下「払戻金」という。)及び法第二十二条において準用する法第十二条第四項の規定による返還金(以下「返還金」という。)の交付に関する事務をつかさどる。</p> <p>第十七条～第二十三条の二 (略)</p> <p>(調教師の届出)</p> <p>第二十四条 調教師は、その管理する馬について第二十三条の出走申込みが行われたときは、知事が別に定める様式の調教師の届出書に次に掲げる書類を添えて、同条の締切日時までに、同条の場所において、これを提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該馬の飼養又は調教を補助するきゅう務員に係る知事が交付したきゅう務員認定証。ただし、省令第十三条第四項に規定する地方競馬と中央競馬の交流による競走(以下「地方競馬指定交流競走」という。)にあっては馬の飼養又は調教の補助をする者として日本中央競馬会(以下「競馬会」という。)が交付した調教助手承認証又はきゅう務員承認証の写し、他の都道府県又は指定市町村の長が管理するきゅう舎において飼養されている馬が出走する競走(以下「一般交流競</p>

改正案	現行
<p>走」という。)にあっては当該都道府県又は指定市町村の長が交付したきゅう務員認定証の写し</p>	<p>走」という。)にあっては当該都道府県又は指定市町村の長が交付したきゅう務員認定証の写し</p>
<p>(注一)・(注二) (略)</p>	<p>(注一)・(注二) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第二十五条～第六十条 (略)</p>	<p>第二十五条～第六十条 (略)</p>
<p>(着順の確定)</p>	<p>(着順の確定)</p>
<p>第六十一条 (略)</p>	<p>第六十一条 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 省令第四十五条第二項において準用する同令第八条第一項ただし書の規則で定める各馬の着順は、前項の規定により確定する着順とする。</p>	<p>4 省令第七条の十一において準用する同令第一条の五第一項ただし書の規則で定める各馬の着順は、前項の規定により確定する着順とする。</p>
<p>5 省令第四十五条第二項において準用する同令第七条第一項から第五項までの勝馬は、第三項の裁決委員の着順の確定宣言(重勝式勝馬投票法にあっては、その最後の競走の着順の確定宣言)により確定する。</p>	<p>5 省令第七条の十一において準用する同令第一条の四第一項、第二項、第四項及び第六項の勝馬は、第三項の裁決委員の着順の確定宣言により確定する。</p>
<p>第六十二条～第七十一条 (略)</p>	<p>第六十二条～第七十一条 (略)</p>
<p>(調教若しくは騎乗の停止、戒告又は賞典停止)</p>	<p>(調教若しくは騎乗の停止、戒告又は賞典停止)</p>
<p>第七十二条 馬主、調教師、騎手又はきゅう務員が次の各号のいずれかに該当するときは、戒告し、又は期間を定めて調教若しくは騎乗を停止する。</p>	<p>第七十二条 馬主、調教師、騎手又はきゅう務員が次の各号のいずれかに該当するときは、戒告し、又は期間を定めて調教若しくは騎乗を停止する。</p>
<p>一～七 (略)</p>	<p>一～七 (略)</p>
<p>八 省令第五十六条第一項に規定する中央競馬と地方競馬の交流による競走又は外国の競馬の競走の公正かつ安全な実施を害する行為をしたとき。(その行為について既に当該競走に係る制裁を行う機関により戒告又は過怠金に相当する処分を受けた場合を除く。)</p>	<p>八 省令第十三条第一項に規定する中央競馬と地方競馬の交流による競走又は外国の競馬の競走の公正かつ安全な実施を害する行為をしたとき。(その行為について既に当該競走に係る制裁を行う機関により戒告又は過怠金に相当する処分を受けた場合を除く。)</p>
<p>九 (略)</p>	<p>九 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>第七十三条～第七十五条 (略)</p>	<p>第七十三条～第七十五条 (略)</p>
<p>(勝馬投票法)</p>	<p>(勝馬投票法の種類)</p>
<p>第七十六条 勝馬投票法は、単勝式勝馬投票法、</p>	<p>第七十六条 勝馬投票法は、単勝式勝馬投票法、</p>

改正案	現行
<p>複勝式勝馬投票法、連勝単式勝馬投票法、<u>連勝複式勝馬投票法及び重勝式勝馬投票法</u>を用いる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>重勝式勝馬投票法は、二重勝単勝式勝馬投票法、三重勝単勝式勝馬投票法、四重勝単勝式勝馬投票法、五重勝単勝式勝馬投票法、二重勝馬番号二連勝単式勝馬投票法及び二重勝普通馬番号二連勝複式勝馬投票法とする。</u></p> <p>(注) (略)</p> <p>(削る。)</p> <p>第七十七条 (略)</p> <p>第七十七条の二 <u>三重勝単勝式勝馬投票法、四重勝単勝式勝馬投票法、五重勝単勝式勝馬投票法、二重勝馬番号二連勝単式勝馬投票法及び二重勝普通馬番号二連勝複式勝馬投票法は、一日においてそれぞれ二回以上用いない。</u></p> <p><u>(注)用いない重勝式勝馬投票法がある県にあっては、当該重勝式勝馬投票法については規定しないこと。</u></p> <p>(勝馬投票券)</p> <p>第七十八条 (略)</p> <p>2 <u>電話による勝馬投票券に関する契約(勝馬投票券を購入しようとする者が県に対して電話により勝馬投票券を購入することを申し込んだときは、県は当該申込みに係る勝馬投票券の受領をその者に代わって行い、その者は、その銀行預金口座から県の銀行預金口座に当該勝馬投票に係る金額に相当する額を振り込むべきこと及び県は当該勝馬投票券に係る払戻金又は返還金をその者の銀行預金口座に振り込むべきことを内容として県とその者との間において締結される契約をいう。第八十条第三項において「電話投票契約」という。)に基づき県が発売する勝馬投票券については、法第二十二条において準用する法第五条第三項に規定する電磁的記録の作成をもって、その作成に代えるものとする。</u></p>	<p>複勝式勝馬投票法、連勝単式勝馬投票法<u>及び連勝複式勝馬投票法</u>を用いる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p><u>(枠番号)</u></p> <p>第七十七条 (略)</p> <p>(勝馬投票券)</p> <p>第七十八条 (略)</p>

改正案	現行
<p>3 勝馬投票券には、次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>法第二十二条において準用する法第六条に規定する勝馬投票法の種類(以下「勝馬投票法の種類」という。)を示す文字</u></p> <p>(注) (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 <u>当該競走(重勝式勝馬投票法にあっては、そのすべての競走。次号及び第八十条第二項において同じ。)が当該競馬の何日目であることを示す文字</u></p> <p>六 (略)</p> <p>七 <u>当該競走(重勝式勝馬投票法にあっては、そのすべての競走ごと)についての一種類以上の馬の番号(連勝単式勝馬投票法及び連勝複式勝馬投票法にあっては組。以下同じ。)</u></p> <p>八・九 (略)</p> <p>(削る。)</p>	<p>2 勝馬投票券には、次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>勝馬投票法の種類を示す文字</u></p> <p>(注) (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 <u>当該競走が当該競馬の何日目であることを示す文字</u></p> <p>六 (略)</p> <p>七 <u>当該競走について的一种類以上の馬の番号(連勝単式勝馬投票法及び連勝複式勝馬投票法にあっては組。以下同じ。)</u></p> <p>八・九 (略)</p> <p><u>(注)シングルユニット勝馬投票券を用いる県にあっては、次のとおり規定すること。</u></p> <p><u>(勝馬投票券)</u></p> <p><u>第七十八条 勝馬投票券の発売は、券面金額十円の勝馬投票券十枚の整数倍の枚数を一枚で代表する勝馬投票券をもって行う。</u></p> <p>2 <u>勝馬投票券には、次の各号に掲げる事項を記載する。</u></p> <p>二 <u>県名</u></p> <p>二 <u>勝馬投票法の種類を示す文字</u></p> <p><u>(注)用いる勝馬投票法の名称を示す文字のすべてを記載する必要はなく、その種類を簡潔に示す文字で勝馬投票法を特定することができる表記であること。</u></p> <p>三 <u>当該競馬場名</u></p> <p>四 <u>当該競馬開催の年度及びその年度における当該競馬開催の順位を示す文字</u></p> <p>五 <u>当該競走が当該競馬の何日目であることを示す文字</u></p> <p>六 <u>当該競走の番号</u></p>

改正案	現行
<p>(勝馬投票券の発売場所及び発売方法)</p> <p>第七十九条 (略)</p> <p><u>第七十九条の二 勝馬投票券は、その競走(重勝式勝馬投票法にあっては、そのすべての競走)に出走すべき馬が確定した後でなければ発売しない。</u></p> <p><u>2 勝馬投票券の発売は、その競走(重勝式勝馬投票法にあっては、その最初の競走)の発走の時までに締め切る。</u></p> <p>(勝馬投票券の枚数等の公表)</p> <p><u>第七十九条の三 勝馬投票券の発売を締め切った後遅滞なく、次に掲げる事項を競馬場内に掲示する。</u></p> <p>一 <u>勝馬投票法の種類別並びに単勝式勝馬投票法及び複勝式勝馬投票法にあっては各馬別、連勝単式勝馬投票法、連勝複式勝馬投票法及び重勝式勝馬投票法にあっては各組別に区分した勝馬投票券の発売枚数</u></p> <p>二 <u>重勝式勝馬投票法において法第二十二条において準用する法第九条第一項又は第三項の加算金がある場合にあっては、当該加算金の額</u></p> <p>(勝馬投票券の控券の様式)</p> <p>第八十条 (略)</p> <p>2 控券は、勝馬投票法の種類を示す文字、当該競走の番号、馬の番号、それぞれの馬の番号に係る勝馬投票の金額及び二種類以上の馬の番号を記載する場合にあってはその合計金額を示す文字並びに<u>勝馬投票券番号を記載したテープを、各勝馬投票券発売機ごとに一日分を一連のテープとして保管し、当該一連のテープには県名、当該競馬場名、当該競馬開催の年度及びその年度における当該競馬開催の順位を示</u></p>	<p><u>七 当該競走についての馬の番号(連勝単式勝馬投票法及び連勝複式勝馬投票法にあっては組。以下同じ。)</u></p> <p>八 総券面金額</p> <p>九 勝馬投票券番号</p> <p>(勝馬投票券の発売場所)</p> <p>第七十九条 (略)</p> <p>(勝馬投票券の控券の様式)</p> <p>第八十条 (略)</p> <p>2 控券は、勝馬投票法の種類を示す文字、当該競走の番号、馬の番号、それぞれの馬の番号に係る勝馬投票の金額及び二種類以上の馬の番号を記載する場合にあってはその合計金額を示す文字並びに<u>勝馬投票券番号を勝馬投票券発売機ごとに及び競走(前売り勝馬投票券発売機の控券にあっては開催日)ごとに記載した一連のテープとして保管し、当該一連のテープには県名、当該競馬場名、当該競馬開催の年度及</u></p>

改正案	現行
<p><u>す文字並びに当該競走が当該競馬の何日目であるかを示す文字を記載する。</u></p> <p>3 <u>電話投票契約に基づき県が発売した勝馬投票券は、六十日以上保管し、当該勝馬投票券の控券については、前二項の規定は適用しない。</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(払戻金及び返還金の交付方法)</p> <p>第八十一条 投票委員は、勝馬が決定したときは、遅滞なく、払戻金の額を公表する。</p>	<p><u>びその年度における当該競馬開催の順位を示す文字、当該競走が当該競馬の何日目であることを示す文字を記載する。</u></p> <p>3 <u>電話による勝馬投票に関する契約(勝馬投票券を買おうとする者が県に対して電話により勝馬投票券を買うことを申し込んだときは、県は当該申込に係る勝馬投票券の受領をその者に代わって行い、その者は、その銀行預金口座から県の銀行預金口座に当該勝馬投票に係る金額に相当する額を振り込むべきこと及び県は当該勝馬投票券に係る払戻金又は返還金をその者の銀行預金口座に振り込むべきことを内容として県とその者との間において締結される契約をいう。)</u>に基づき県が発売した勝馬投票券は、六十日以上保管し、当該勝馬投票券の控券については、前二項の規定は適用しない。</p> <p>(注)シングルユニット勝馬投票券を用いる県にあつては、次のとおり規定すること。</p> <p>(勝馬投票券の控券の様式)</p> <p>第八十条 <u>勝馬投票券を発売したときは、その控券は六十日以上保管する。</u></p> <p>2 <u>控券は、当該競走の番号、馬の番号、総券面枚数及び勝馬投票券番号を勝馬投票券発売機ごとに及び競走(前売り勝馬投票券発売機の控券にあつては開催日)ごとに記載した一連のテープとして保管し、当該一連のテープには県名、勝馬投票法の種類を示す文字、当該競馬場名、当該競馬開催の年度及びその年度における当該競馬開催の順位を示す文字、当該競走が当該競馬の何日目であることを示す文字を記載する。</u></p> <p>(払戻金、返還金及び特別給付金の交付方法)</p> <p>第八十一条 投票委員は、勝馬が決定したときは、遅滞なく、払戻金の額(特別給付金を交付する場合においては、法第二十二条において準用する法第八条の払戻金の額に特別給付金の額を加えて得た額)を公表する。</p>

改正案	現行
<p>(削る。)</p> <p>第八十二条 払戻金又は返還金の交付は、当該勝馬投票券と引換えに行う。</p> <p>2 第七十八条第三項の規定により記載された文字が不明である勝馬投票券又は甚しく破損した勝馬投票券に対しては、払戻金又は返還金は交付しない。</p> <p>(削る。)</p> <p>第八十三条 競馬の開催日における払戻金又は返還金の交付は、当該勝馬投票券を発売する場所にある払戻金交付所又は知事の指定する払戻金交付所において行う。</p> <p>2 競馬の開催日でない日における払戻金又は返還金の交付は、知事の指定する払戻金交付所において行う。</p> <p>第八十四条 (略)</p> <p>(入場料)</p> <p>第八十五条 条例第三条の規則で定める入場料の額は、<u>          </u>円とする。</p> <p>2 条例第三条の規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 省令第三十一条第一項第一号から第八号までに掲げる者</p> <p>二~十三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(記章又は通行証の着用)</p> <p>第八十六条 次に掲げる者は、競馬の開催中は、競馬場内及び場外設備内において知事が交付</p>	<p>(注) 特別給付金を交付しない県にあっては、見出し「(払戻金、返還金及び特別給付金の交付方法)」を「(払戻金及び返還金の交付方法)」とし、本文中の( )書は規定しない。</p> <p>第八十二条 払戻金、返還金及び特別給付金の交付は、当該勝馬投票券と引換えに行う。</p> <p>2 第七十八条第二項の規定により記載された文字が不明である勝馬投票券又は甚しく破損した勝馬投票券に対しては、払戻金、返還金及び特別給付金は交付しない。</p> <p>(注) 特別給付金を交付しない県にあっては、第一項中「払戻金、返還金及び特別給付金」を「払戻金及び返還金」と、第二項中「払戻金、返還金又は特別給付金」を「払戻金又は返還金」とする。</p> <p>第八十三条 競馬の開催日における払戻金、返還金及び特別給付金の交付は、当該勝馬投票券を発売する場所にある払戻金交付所又は知事の指定する払戻金交付所において行う。</p> <p>2 競馬の開催日でない日における払戻金、返還金及び特別給付金の交付は、知事の指定する払戻金交付所において行う。</p> <p>(注) 特別給付金を交付しない県にあっては、「払戻金、返還金又は特別給付金」を「払戻金又は返還金」とする。</p> <p>第八十四条 (略)</p> <p>(入場料)</p> <p>第八十五条 競馬場の入場者から <u>          </u>円の入場料を徴収する。</p> <p>2 次に掲げる者については、前項の規定にかかわらず、入場料を徴収しない。</p> <p>一 省令第七条の四第一項第一号から第七号までに掲げる者</p> <p>二~十三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(記章又は通行証の着用)</p> <p>第八十六条 次に掲げる者は、競馬の開催中は、競馬場内及び場外設備内において知事が交付</p>

改正案	現行
<p>する記章又は通行証を着用しなければならない。</p> <p>一 <u>省令第三十一条第一項第四号、第五号、第七号及び第八号に掲げる者</u></p> <p>二 (略)</p> <p>(入場拒否)</p> <p>第八十七条 整理委員は、<u>次の各号のいずれかに該当する者( 条例第三条ただし書に規定する場合にあっては第一号を除く。)</u>に対し、競馬場への入場を拒否する。</p> <p>二 <u>入場券を所持していない者( 第八十五条第二項各号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>三 <u>前条各号に掲げる者であって、知事が交付する記章又は通行証を着用していない者</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(退場命令)</p> <p>第八十八条 整理委員は、<u>前条第一項各号のいずれかに該当する入場者</u>に対し、競馬場からの退場を命ずることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第八十九条～第百二条 (略)</p> <p>別表一～別表六 (略)</p>	<p>する記章又は通行証を着用しなければならない。</p> <p>一 <u>省令第七条の四第一項第四号、第六号及び第七号に掲げる者</u></p> <p>二 (略)</p> <p>(入場拒否)</p> <p>第八十七条 整理委員は、<u>入場券を持たず、かつ、記章又は通行証を着用していない者( 省令第七条の四第一項第一号から第三号まで及び第五号並びに第八十五条第二項第二号、第三号、第八号及び第十三号に掲げる者を除く。)</u>に対し、競馬場への入場を拒否する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(退場命令)</p> <p>第八十八条 整理委員は、<u>前条第一項に規定する者</u>に対し、競馬場からの退場を命ずることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第八十九条～第百二条 (略)</p> <p>別表一～別表六 (略)</p>



## できごと

平成17年1月

1月7日	2005年第1回ダート競走格付け委員会
1月7日	NARグランプリ2004優秀馬選定委員会
1月11日	NARグランプリ2004優秀調教師・騎手等選定委員会